

## 規則

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第三号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和四十五年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十二条」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

（登録申請書の様式）

第二条 法第十二条の規定による登録申請書の様式は、様式第一号によるものとする。

（登録の審査）

第三条 埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第十三条第一項の規定による審査をするに当たり、その適正を期するため、実地調査を行うものとする。

（登録原簿の様式）

第四条 法第十四条第一項の規定による博物館登録原簿の様式は、様式第二号のとおりにする。

第五条の見出し中「登録事項等」を「登録事項」に改め、同条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「登録事項等変更の」を削り、「により、変更のつど行なわなければならない」を「によるものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

（定期報告）

第五条の二 法第十六条の規定による報告は、毎年五月末日までに行わなければならない。

第六条中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第四条」を「第三条」に改める。

第七条の見出し中「博物館」を削り、同条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、「博物館廃止の」を削る。

第八条を次のように改める。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、埼玉県

教育委員会教育長が定める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。

記

事項	記	載	欄
設置者の名称			
設置者の住所			
博物館の名称			
博物館の所在地			

(添付書類)

- 1 館則 (博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。) の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

様式第2号(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日 記号 番号	年月日 埼玉第 号	年月日	年月日	年月日	年月日
設置者の 名称及び住所						
名称						
所在地						
備考						

様式第三号中「博物館登録事項等変更届」を「博物館登録事項変更届」に、「登録事項等」を「登録事項」に、「変更した」を「変更する」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。  
様式第四号中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の博物館の登録に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）附則第二条第四項の規定により、同法による改正後の博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「改正博物館法」という。）第十一条の登録を受けたものとみなされる博物館が、この規則による改正後の第五条の二に規定する報告を最初に行うのは、改正博物館法第十一条の登録を受けた日の属する年度の翌年度とする。